

スライド条項の運用について

熊谷市建設工事請負契約約款第25条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更」に規定された制度です。

工事の契約締結後に賃金や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に請負代金額の変更を請求することが出来ます。

・ 単品スライド（第25条第5項）

特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（単品スライド）

・ インフレスライド（第25条第6項）

急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

・ 全体スライド（第25条第1項～第4項）

契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合

上記の場合、スライド制度が活用できるかもしれません。
お気軽に下記相談窓口までご相談ください。

相談窓口

- ・ 受注工事のスライド額協議について
- ・ スライド制度の概要について

各工事発注課所室
契 約 課

